

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 30 年 9 月 14 日 (金) 午前 10 時 00 分
閉会日	平成 30 年 9 月 14 日 (金) 午後 2 時 19 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第 7・8 会議室
出席委員	委 員 長 山田かずひこ 副委員長 林 みすず 委 員 伊藤祐司 大島令子 加藤和男 佐野尚人
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長 浦川 正 課長補佐 (財政担当) 嗟峨 剛 収納課長 高木昭信 課長補佐 吉田 学 福祉部長 中西直起 次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 次長 (福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当) 中野智夫 福祉施策課課長補佐 山田美代子 福祉課長 若杉雅弥 長寿課長 出口史朗 課長補佐 (介護保険、地域支援担当) 井上隆雄 介護保険係長 青山祐司 地域支援係長 稲垣道生 子育て支援課長 門前 健 課長補佐 (子ども家庭担当) 岡藤彰彦 保険医療課長 斉場三枝 課長補佐 名久井洋一 国民年金係長 下菌のぞみ 医療係長 野田 聡 教育部長 川本晋司 次長兼教育総務課長 山端剛史 指導室長 水野和幸 主幹 水野真樹 計 24 名
職務のため出席した者の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 福岡隆也 主任 飯田純子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言
議長 あいさつ
市長 あいさつ

議案審査

認定第6号 平成29年度長久手市介護保険特別会計決算認定について

長寿課長 認定第6号について説明

林委員 介護保険料の不納欠損額282万4,100円は実人数で何人分か。また件数はどのようなか。

長寿課長 実人数71人、298件である。

大島委員 介護保険料は年金特別徴収の方が多いと思うが、不納欠損の中には普通徴収の方も含まれているのか。

介護保険係長 特別徴収の方の納付率は100パーセントであるため、全て普通徴収の方である。

大島委員 滞納者へはどのように対応しているのか。

介護保険係長 督促状や督促状の一定期間後には催告書で納付を促している。また、個別に電話や訪問を行い、交渉の中で分割納付の案内もしている。

大島委員 不納欠損71人の中には要介護認定を受けている方も含まれているのか。

介護保険係長 要介護認定を受けて実際にサービスを利用する場合は、納付いただいてから介護サービスを利用してもらうようにしているため、不納欠損の中に介護サービスを受けている方は含まれていない。

林委員 介護保険料(滞納繰越分)181万8,300円は実人数で何人分か。また、件数はどのようなか。

長寿課長 実人数60人、149件である。

大島委員 居宅介護福祉用具購入費給付事業の内容はどのようなか。

介護保険係長 腰掛便座、シャワーチェア等の福祉用具を購入した際、費用の一部を支給するものである。利用者が購入費を全額負担した後、市へ申請すると同年度内に10万円を限度に利用者負担分を除いた額が支給される方法と、市に登録されている事業者から購入し、事業者が本人負担分の金額を支払い、事業者が利用者

負担分を除いた額を市に請求する受領委任払がある。

大島委員

居宅介護住宅改修費給付事業の内容はどのようなか。ながくて福祉ガイド高齢者編に掲載されている高齢者住宅改修事業と同じ事業内容か。

課長補佐

高齢者住宅改修事業は市独自の事業であり、居宅介護住宅改修費給付事業は介護保険制度の事業であるため、別事業である。

大島委員

介護保険制度の事業は要介護1～5の方が対象であるが、制度を利用できる条件は何か。

課長補佐

2款1項の介護サービス費は要介護認定を受けた方が対象であり、手すりの取付け、段差解消等の住宅改修を行った際に改修費を支給するものである。全額負担した後、市へ申請すると20万円を限度に利用者負担分を除いた額が支給される方法と受領委任払の方法がある。

大島委員

介護予防住宅改修費給付事業があるが、違いは何か。

介護保険係長

介護予防住宅改修費給付事業は要支援の認定を受けた方が対象である。

大島委員

利用条件に所得制限はないのか。

介護保険係長

所得制限はない。

大島委員

市の一般財源で行っている高齢者住宅改修事業の対象者は、65歳以上の方、改修する建物に住民登録されている方、市民税非課税世帯とあるが、非課税世帯の判断をどのようにしているのか。

長寿課長

非課税世帯に該当するかどうかは税の記録を確認して判断している。高齢者住宅改修事業は低所得者を対象にした市独自の事業である。

大島委員

介護認定を受けている方は介護保険制度の住宅改修が利用でき、65歳以上の市民税非課税世帯の方は高齢者住宅改修事業が利用できる。市独自の事業であるならば、非課税世帯だけを対象にするのではなく柔軟に対応してほしい。

伊藤委員

監査委員の決算審査意見書37ページに介護保険給付費の状況として、居宅介護サービスと地域密着型サービスの受給者数が前年度より減少している。認定第6号の説明の中では要介護1～5の人数が増えているとのことであったが、どういうことか。

長寿課長

確認して報告する。(⇒報告は10ページ)

大島委員

高額介護サービス給付事業の内容はどのようなか。

介護保険係長 同じ月に利用した介護サービスの利用者負担を世帯で合算して上限額を超えた場合、超えた分を後から支給するものである。住民税の世帯課税の有無、本人の合計所得金額、課税年金収入額等によって上限額は異なる。

大島委員 要介護認定を受けるとケアプランに基づき1か月のサービスが決まると思うが、上限額を超えることはあるのか。

課長補佐 認定の度合いによって1か月の上限額は変わり、介護度が重いほど多くの介護サービスが利用できる。また2割負担の方は自己負担が高額になり、高額介護サービスの支給対象になる場合がある。

大島委員 対象になるのは2割負担の方のみということか。

課長補佐 1割負担であっても介護度が重い方は該当する場合もある。

大島委員 この事業は国や県の補助対象になっているか。

課長補佐 対象になっている。

林委員 介護保険システム改修事業のシステム改修委託697万6,800円の改修内容と委託先はどのようなか。

長寿課長 1点目は平成29年度から開始されたマイナンバー連携のための改修を日本電子計算株式会社へ委託、2点目は保険料の算定で自己負担割合の判定に係る合計所得から譲渡所得特別控除額を差し引くための改修を日本電子計算株式会社へ委託、3点目は保険料の算定で自己負担割合の判定に係る合計所得から譲渡所得特別控除額を差し引くため税システムから介護保険システムへのデータ連携のため改修をNECネクサソリューションズ株式会社へ委託、4点目は第7期介護保険制度改正等の対応に係る改修を日本電子計算株式会社へ委託した。

伊藤委員 その他一般会計繰入金1,259万円は平成28年度から大きく増加しているが、今後どのように推移していくのか。

課長補佐 平成28年度から増加した理由は、一般会計にあったワンコインサービス、電子連絡帳システム賃借料等について、業務の性質により平成29年度から3款地域支援事業費に移行したためである。国や県の補助対象にはならないため、介護保険特別会計から支出、一般会計から繰り入れしており、平成30年度以降は大きく増えないと考えている。

大島委員 いきいきサービス事業といきいきライフ推進事業の委託先、委託内容が確認できる資料がほしい。

「食」の自立支援事業委託 1,138 万 1,400 円の委託先、利用実人数はどのようなか。

課長補佐 委託先は有限会社ハートフルハウス、株式会社三喜サービスの 2 か所である。平成 29 年度末の利用実人数は 183 人である。

大島委員 1 食 270 円から 540 円までの料金設定があるが、利用者の生活に合ったお弁当のメニューが提供されているのか。

長寿課長 普通食と糖尿病食、減塩食、腎臓食といった治療食があり、手間がかかる食事ほど高い料金設定になっている。

林委員 主要事業の成果 203 ページ等に「国のシステムでの集計報告がまだのため未計上」という記載があるが、平成 29 年度分の集計がなぜできないのか。

介護保険係長 主要事業の成果の作成時は、国からの報告がまだであり件数が不明であった。現時点では把握しており、例えば主要事業の成果 203 ページの居宅介護サービス給付費の平成 29 年度の実績は 2 万 429 件である。

林委員 決算審査であるため、今後は集計も報告してほしい。

大島委員 包括的支援事業の生活支援体制整備委託 1,159 万 3,395 円について、生活支援サポーターの応募条件はどのようなか。また、現在何人活動しており、委託内容はどのようなか。

福祉施策課長 生活支援サポーターは市民対象であり資格要件はない。平成 27 年度から養成しており現在 62 人が登録している。委託内容は、研修の企画・実施や地域資源等の発掘を行う 3 人の生活支援コーディネーターの人件費が主である。

大島委員 生活支援コーディネーターはどのように配置されているのか。

福祉施策課長 2 者に委託し、生活支援コーディネーターを配置している。市内全域を担当する 1 人分を社会福祉協議会に委託、地域包括支援センター圏域ごとを担当する 2 人分をゴジカラ村役場株式会社に委託している。

林委員 要介護認定の申請から認定まで 30 日以内と法律で定められているが、平均で何日かかったか。

課長補佐 平成 28 年度は平均 34.2 日である。愛知県平均は 37.5 日である。

林委員 30 日以上かかった要因は何か。

課長補佐 平成 28 年度は介護認定調査員が不足した時期があったため 30 日以上かかった。平成 29 年度の調査員不足は解消されている。

大島委員 第2号被保険者の介護保険料はどのように徴収しているのか。
課長補佐 それぞれの会社の健康保険組合が医療保険の費用等と一体的に徴収し支払基金に納付しており、納付金は支払基金を通じて市に交付される。

大島委員 市町村により保険料が異なるがどのように対応しているのか。
課長補佐 第1号被保険者は市町村が保険料を定めているが、第2号被保険者は市町村の保険料は適用されず、収入等に応じて保険料が決定される。

林委員 国の負担が25パーセントでなく20パーセントである。5パーセント分はどう補っているのか。

課長補佐 第1号被保険者の保険料で補っている。平成29年度は22パーセントに5パーセントを足した27パーセントの負担である。

林委員 滞納者の人数と件数が一致していない理由は何か。

介護保険係長 1人で何件か滞納している場合があるからである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 本市は財政状況が良いとして、厚生労働省は本来国が25パーセント負担すべきところ5パーセント削減し、その分を第1号被保険者に転嫁しているが、この5パーセント分は市で負担すべきである。本市の保険料の基準額は、第4期4,002円、第5期4,283円、第6期5,045円、第7期5,345円と値上げを続けており、不能欠損71人298件、滞納繰越60人149件と雪だるま式に増え、払えず必要なサービスを受けることもできない方がいる。低所得者のための、保険料や利用料の減免制度が必要だと何度も問題提起をしてきたが、なかなか実施されない。また、マイナンバー連携システムや何度も行われるシステム改修で毎年多額の費用がかかっているが、マイナンバー普及率は12パーセントと低く、導入当初からの費用は4,200万円以上に膨れ上がり、一般会計だけでなく介護保険特別会計にも影響している。社会保障は応能負担であるべきである。それが行われていない限り賛成することはできない。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第6号平成29年度長久手市介護保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第6号は、原案のとおり可決

<午前10時58分 休憩>

<午前11時05分 再開>

議案第57号 平成30年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

長寿課長

議案第57号について説明

林委員

本市の若年性認知症の推計人数はどのようなか。

地域支援係長

具体的に把握できていない。厚生労働省のデータによると全国で3万7,800人いるため、本市の人口に当てはめると25人程度だと推計する。

林委員

委託先はどう考えているか。

地域支援係長

本市の既存の認知症施策と連携がとれること、若年層の方に社会的役割を持っていただくための意欲があり、対応できる実績がある事業者を考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第57号平成30年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員。

議案第57号は、原案のとおり可決

認定第 2 号 平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について

- 保険医療課長 認定第 2 号について説明
林委員 国民健康保険税の調定額 10 億 239 万 3,061 円について、18 歳未満の加入数と均等割額はどのようなか。
- 課長補佐 平成 30 年 3 月 31 日時点での 18 歳未満の被保険者数は 988 人であり、その被保険者に係る現年課税分の均等割額は 2,272 万 4,000 円である。
- 林委員 通信運搬費が庁舎共通管理費で 50 万円、国民健康保険事務事業で 13 万 1,956 円、保健衛生普及事業で 29 万 721 円、特定健康診査事業で 33 万 7,884 円支出されているが、重複はしていないか。
- 課長補佐 庁舎共通管理費からの支出は日々発生する納付書等の郵便物である。保健事業費からの支出はそれぞれの事業に必要な郵便物に係る支出であり、例えば保健衛生普及事業の場合は医療費通知の送付に係る支出である。
- 大島委員 国民健康保険税の不納欠損額 3,991 万 7,485 円について、時効までの 5 年間どのような対応をしたのか。
- 収納課長 現年度分は督促状、催告書の送付を行い、滞納繰越後は財産の調査や場合によっては差押えを行う。
- 大島委員 賦課徴収事務事業の印刷製本費が収納課分 18 万 8,352 円、保険医療課分 75 万 9,710 円とあるが、連動しているのか。
- 課長補佐 保険医療課分は、本算定や仮算定等の当初賦課に係る納付書の印刷製本費である。
- 収納課長 収納課分は、口座振替申請書や催告書用の窓空き封筒等の印刷製本費である。
- 大島委員 口座振替申請書は収納課が一括して発注しているのか。
収納課長 収納課が総括して印刷し、他の税目も含めて一般会計からも支出している。
- 伊藤委員 趣旨普及費について、平成 28 年度当初予算 114 万円から平成 29 年度当初予算 23 万 4,000 円に減額となったにも関わらず 19 万 440 円流用することになった要因は何か。
- 課長補佐 保険証一斉更新に同封するパンフレットの作成が 2 年に 1 度、高齢受給者証一斉更新に同封するパンフレットの作成が毎年ある。平成 29 年度は保険証一斉更新がない年であったため、平成

28年度当初予算に比べて平成29年度当初予算は減額となった。しかし、平成29年度中に国保の制度改正があり、新たにパンフレットを作成する必要が出たため、流用で対応した。

伊藤委員 前期高齢者納付金について、当初予算46万7,000円から96万円が補正予算で増額、54万8,858円が流用されているが、要因は何か。

課長補佐 国保加入者1人あたりの負担額を65円と見込み当初予算計上したが、実際の納付金額が1人あたり195円となり約3倍に上昇した。そのため4月から9月までの支払は予備費を充用し、10月から3月までの支払は増額補正で対応した。

伊藤委員 予備費を流用したとのことだが、なぜ補正予算で増額しなかったのか。臨時会を招集することもできたはずである。

課長補佐 金額の見込みや支払い時期を考慮して9月支払分までは充用で対応した。実際の事務作業をしていく中で、9月の定例会で増額補正として対応することになった。

林委員 平成29年度の会社の倒産、解雇、雇い止め等により離職した方の保険税の軽減人数はどのようか。

課長補佐 離職した方の軽減対象人数は114人である。

大島委員 共同事業拠出金の支出済額9億860万2,246円と調定額8億8,538万441円について、高額医療費が増えたことで差額が生じたのか。

課長補佐 高額医療費共同事業医療費拠出金8,070万1,618円に対応する歳入は、国費の共同事業負担金2,017万5,404円及び県費の共同事業交付金7,338万7,022円である。不足する差額については、財政調整交付金で乖離率が97から98パーセントになるよう調整している。

大島委員 優良被保険者世帯記念品の対象世帯は何世帯で、記念品は何か。また、同一世帯が何年も続けて対象になることはあるのか。

課長補佐 対象世帯は140世帯、記念品は長久手温泉ござらっせの温泉券を1世帯あたり3枚配布した。同一世帯が続けて対象になっているかは把握していない。

大島委員 周知はどのようにしているのか。

課長補佐 記念品の贈呈をもってお知らせしており、特段周知はしていない。

大島委員 保健事業アドバイザー報償費22万4,000円及び保健事業イラ

ストデザイン報償費 4 万円の内容はどのようなか。

課長補佐

保健事業アドバイザー報償費は、毎月開催している「毎日コツコツ健康づくり教室」の講師料及び年に 2 回実施したポールウォーキングリーダー養成講座の講師料である。保健事業イラストデザイン報償費は、広報ながくての国保の特集ページのイラストデザイン制作に係る報償費である。

大島委員

特定健康診査事業の栄養士嘱託員報酬 225 万円について、嘱託員の仕事内容はどのようなか。また、雇用期間は 1 年間か。

課長補佐

特定健康診査当日の説明、特定健診後に生活習慣の指導を行う保健指導に従事している。1 年通して雇用している。

林委員

延滞金が納期限翌日から 1 か月以内は 2.6 パーセント、納期限翌日から 1 か月経過後は 8.9 パーセントとなる。どのように周知しているのか。

収納課長

大多数の納期限内納付の方との公平性を鑑みて徴収している。災害や疾病等の事情で納付困難な場合は減免の案内している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

国保は非正規労働者、自営業者等、不況の影響を一番受けやすい層を対象とする制度で、最後のセーフティネットである。本市では、平成 29 年度に会社の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で離職した方が 114 人もいる。低所得者や無職者が多く加入し、保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要と国は言っていたが、国庫支出金は 1980 年代前半の 50 パーセントから、2015 年 20.3 パーセントまで下がっており、国は平成 27 年度から低所得者に応じて保険者への財政支援の拡充を行ってきた。平成 30 年度は国の支援金 2,522 万円を引き下げに使うことと、人頭税とも言われている均等割を 18 歳未満の 988 人に 2,272 万 4,000 円も課税しているが、子どもには課税しないこと、保険料値上げの要因となる庁舎共通管理費は説明のつく金額で計上すべきである。また、1 人当たり一般被保険者療養給付額は 1 万 2,315 円減少し、不用額とな

っている。広報ながくてに「保険制度が破たん!？」と不安を煽る記事の掲載はやめ、まずは受診抑制になっていないか精査すべきだと申し上げて反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第2号平成29年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第2号は、原案のとおり可決

<午後0時02分 休憩>

<午後1時10分 再開>

委員長 長寿課長から発言したい旨申出があったので発言を許可する。
長寿課長 伊藤委員から質問のあった、認定第6号の説明の中では要介護認定者が増加しているとのことだが、決算審査意見書では受給者数が前年度より減少している理由は、認定第6号の説明は要介護認定者の数であり、要支援の方は含まれないが、決算審査意見書は要支援と要介護の合算人数となっているためである。受給者数が減っている原因は平成29年3月から始まった総合事業に要支援者が移行したためである。

認定第7号 平成29年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について

保険医療課長 認定第7号について説明
大島委員 本市は県下で受診率が12番目に高いとのことだが、1番目に高い市町村はどこか。
課長補佐 武豊町が1番目に高く、受診率は61.19パーセントである。
林委員 後期高齢者医療保険料の収入未済額496万7,700円の内訳はどのようなか。また所得階層別の件数はどのようなか。
医療係長 還付未済額39万7,000円を加えた収入未済額536万4,700円の内訳は、現年度分の保険料の滞納分が33人、285万6,200円、滞納繰越分が19人、250万8,500円である。延べ人数52人、実

人数 42 人である。所得階層別の内訳は把握していない。

質疑及び意見を終了

反対討論

林委員

反対する理由は、平成 28 年 4 月から値上げされた保険料に基づく決算であるとともに、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされているからである。75 歳以上の全ての人から保険料を徴収し、愛知県の 1 人当たりの年額保険料は平成 20 年度発足当時 7 万 6,388 円から平成 29 年度は 8 万 5,155 円と 8,767 円もの値上げが行われ、全国で 3 番目に高い保険料となった。後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させる国民を年齢で差別する制度である。2014 年からの消費税増税や年金の引き下げ、介護保険料の引き上げと高齢者はもとより、現役世代にとっても老後の不安が募るばかりである。福祉の観点から、不納欠損の滞納者 8 名、収入未済の滞納重複者 10 名の所得階層を把握できないのか。このような、制度の存続を前提に執行された決算は認めることはできないことを申し上げて反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第 7 号平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第 7 号は、原案のとおり可決

議案第 58 号 平成 30 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

保険医療課長 議案第 58 号について説明

質疑及び意見なし

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 58 号平成 30 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員。

議案第 58 号は、原案のとおり可決

請願第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願について

紹介議員 請願第 1 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

請願第 1 号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願については、全員賛成にて採択。

所管事務調査

1 子ども条例制定に対する市の考え方について

委員長 6月27日の所管事務調査で、いじめ対策及び不登校児童への対応について本市の現状を確認し、7月30日、31日に子ども条例を制定している兵庫県宝塚市及び尼崎市へ行政視察に行った。今回は、子ども条例制定に対する市の考え方を伺う。

子育て支援課長 子ども条例は、「子どもの最善の利益」の実現を目的としており、その実現のためには施策の実効性が不可欠だが、本市では子どもの擁護、家庭環境への支援、子どもの特性への支援、地

域支援等さまざまな視点から多様な取組を実施している。こうした取組は、今後もさらに推進していくこと、また、法定計画で実効性を担保しているため現時点では条例の制定は考えていないが、今後、子ども・子育て支援事業計画の改定作業を予定しているため、子どもの権利擁護の観点からの取組に関して検討していきたいと考えている。

大島委員 子どもの定義をどう捉えているか。

子育て支援課長 児童福祉法上の18歳までの児童と捉えている。

山田委員長 十分検討してこれから取り組んでいくということによいか。

子育て支援課長 現在の個々の取組が十分であるとは認識していない。家庭児童相談、いじめ、虐待、養育不安に対する取組も人員を拡充しつつあるが、まだ発展途上であるため、個々の取組を補強していきたいと考えている。

加藤委員 子ども・子育て支援事業計画の改定作業はどのような予定か。

子育て支援課長 平成31年度までの計画であるため、平成30年度中に基礎調査を行い、平成31年度に改訂作業を進めていく。

大島委員 子どもの権利をどう考えているか。

子育て支援課長 子どもだけでなく、一人ひとりの最善の利益を尊重するものであり、行政は公助としての支援を実施していく。

2 子どもの権利救済を図る専門機関に対する市の考え方について

委員長 子どもの権利救済を図る専門機関については、宝塚市で視察した宝塚市子どもの権利サポート委員会を参考にしてほしい。

子育て支援課長 本市では児童館事業、放課後児童クラブ、子どもの生活・学習支援事業等さまざまな子育て支援施策を行っているため、「専門機関による相談窓口」ではなく、普段の「個々の居場所」でのコミュニケーションの中で子どもの思いを受け止めたり、必要に応じて専門相談につなぐ等、「居場所の持つ相談やつなぎの機能」を強化し、子どもの権利救済を図りたいと考えているが、先進事例も調査・研究していきたいと考えている。

大島委員 さまざまな子育て支援施策を行っているが、全ての子どもを網羅できているのか。

子育て支援課長 児童館は各小学校区に1か所設置しており、地域の中での身近な子どもの居場所だと考える。学校では子どもの相談に対応する専門職が配置されており、放課後子ども教室、児童クラブ、

学童保育所等の事業に加えて、養育不安のリスクの高いひとり親家庭や生活困窮世帯を対象にした子どもの生活・学習支援事業を行っている。また、地域では地区社協を中心に子どもの居場所が作られている。一人ひとりの大人が、それぞれの場面で子どもの見守りや何げない生活の中での気づきを持つことが大事である。そのために、まずは個々の取組を充実させていきたい。

大島委員 平成 29 年度のいじめによる不登校が小中学校で 151 件、長期欠席児童生徒が 75 人いる。親や友達にも話せない、地域に行けない子どもは、行政と関係ない第 3 者機関が必要ではないか。また、東京都世田谷区や豊田市のような簡単な啓発グッズの作成がなぜできないのか。

子育て支援課長 子どもの権利擁護に関する周知啓発は、子どもが相談できる専門機関として名古屋法務局や愛知県の相談先を紹介している。現時点で啓発グッズを作成する方針はないが、子ども・子育て支援事業計画の策定の中で検討していきたい。

佐野委員 昨今は電話をしない子どもが多い。SNS の活用は子どもの声を拾う一番身近で一番早い方法であると思うため、LINE アプリ等の導入に臆することなく取り組んでほしい。

伊藤委員 大人にも悩みごとがあり、行政の縦割りでは対応できないということで悩みごと相談室が設置された。個々の居場所で子どもの思いを受け止めると言うが、その場所に居づらくなった子がそこで相談できるとは思えない。子どもの悩みごとを総合的に受け止めることに特化した場所が必要ではないか。引き続き研究してほしい。

大島委員 いじめられる子だけでなく、いじめる子への対応も必要であり、両者が問題なく社会に出ていくことが子育て支援や教育である。そういった視点で子ども条例を考えてもらいたい。

子育て支援課長 個別の施策には着手しており、それぞれの現場では声をかけやすい雰囲気作りに努めているが、子どもが何でも相談できる専門的な窓口、相談を総括する窓口はない。先進地の地域性を含め、条例制定に至った背景、成果等を調査研究していきたい。

教育総務課長 学校では、いじめは決して許されない行為であること、どの子にもどの学校にも起こり得るものであることを十分に認識し、教員、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワ

一カー)等と連携して対応している。一義的に子どもの相談窓口は学校、保護者であると考えているため、組織の機能強化に取り組んでいきたい。

大島委員 子ども条例を制定することで、いじめをなくそう、子どもを健やかに育てようという市の方向性を示すことができる。現在行っている具体的な施策についても、条例と結びつけることでより取組を進めていくことができるのではないかな。

子育て支援課長 一人ひとりの子どもが、自分の住む地域で健やかに安心して生活することが1番大切だと考える。そのための手段として、条例を制定し、個々の施策に結びつけることもひとつの方法であるし、条例を制定することなく個々の施策を強化し、行政の横の連携、地域との役割分担をシステム化することで同じような効果を得ることもひとつの方法である。現時点で条例制定の方針はないが、先進自治体を調査研究し、条例を制定すべきか見極めていきたい。

大島委員 条例は議員提案もできるが、子ども条例は行政主導で提案してほしい。

委員長 みんなでつくるまち条例が制定されたが、子どもに関する記述は少ない。先進自治体を調査研究し、子ども条例の制定に前向きに取り組んでほしい。

3 児童福祉法第10条の2に基づく子ども家庭総合支援拠点に対する市の考え方について

委員長 尼崎市で視察した尼崎市子どもの育ち支援センターを参考にしてほしい。

子育て支援課長 子ども家庭総合支援拠点は、社会的養護からのアプローチとしての継続的なソーシャルワークを行う拠点と位置づけられている。類似した機能として、母子保健からのアプローチの拠点として子育て世代支援包括支援センターがあり、健康推進課及び子育て支援課の両課を位置づけた。子ども家庭総合支援拠点は、今は検討中だが、まずは市での設置を想定している。国は今年度中に立ち上げ支援マニュアルを作成し、県も指針を示すこととしているため、国や県の動向を注視していく。また、先進事例を調査研究し、前向きに検討を進めていく。

大島委員 調査研究する先進自治体は具体的にどこを考えているのか。

子育て支援課長 県内では豊田市を考えている。

加藤委員 子どもは個々の居場所でどのように相談しているのか。

子育て支援課長 面と向かって相談できない子どもが多いため、現場の職員は普段の何げない会話や表情から読み取っている。その後、保護者への報告や、子どもが所属している児童クラブ等の施設での見守りを強化するよう連携している。

加藤委員 子どもから直接相談を受けることはないのか。

子育て支援課長 何げない会話から子どもの不安を読み取ることが大切だと考えている。放課後児童クラブや学童保育所は預かり事業であるため、子どもに寄り添った居場所づくりを心がけている。

加藤委員 子育て支援センター内の家庭児童相談室の役割はどのようなか。

子育て支援課長 育児、子どもの発達や成長、学校等での様子、生活習慣等さまざまな子どもに関する不安に対して相談を受ける窓口である。

加藤委員 子どもではなく親の相談窓口なのか。

子育て支援課長 一義的に保護者からの相談窓口である。子どもからの相談はこれまでに受けたことはないが、対応することもできる。

福祉部長 子ども家庭総合支援拠点は国や県から指針等が示された後、本市に合ったものを作っていく必要があると考えている。相談窓口に関しては、日頃子どもが困ったときに途切れることなく相談でき、保護者の支援につなげる体制をどのようにつくっていくのが課題である。本市では、子育てコンシェルジュ、家庭相談員、母子保健コーディネーター等多くの専門職が配置されているが、子ども自ら相談することが難しいため、専門職が子どもの状況や雰囲気を感じ、悩みごとを引き出す能力をつけていく必要がある。また、子育て世代支援包括支援センターのコーディネート機能や情報共有機能を充実していく必要がある。市役所の体制強化を図りながら、子どもが困ったときに対応できる最も良い方法を子ども家庭総合支援拠点の中で整備していったらと考えているが、当面は現状のシステムを強化していくことで対応していきたい。

佐野委員 現在ある機関ではリスクの高い家庭に対応することが難しい。最初に拾い上げることができるのは学校であるため、学校と就学前の情報を持っている子育て支援課とで情報共有する必要がある。子育て世代支援包括支援センターは健康推進課と子育て支援課だけでなく教育委員会とも連携してほしい。

大島委員 10月18、19日に長久手市で第1回地域共生社会推進全国サミットが開催されるが、子育て支援課としてどう考えているか。サミットに参加する職員はいるのか。

子育て支援課長 福祉部に限らず全部署の職員がサミットに従事する。

大島委員 多くの専門家が集まるため、サミットに参加し、仕事のヒントになるものを学んでほしい。

子育て支援課長 職務として従事するが、先進事例や多くの専門家が集まる機会であるため、本市の特性に合った体制や連携のヒントを吸収したいと考えている。

山田委員長 子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法第10条の2では努力義務であるが、市の方針としては前向きに取り組むとのことであった。教育、福祉、保健等の垣根を飛び越えて、0歳から18歳までの子どもの切れ目のない支援が行える拠点となってほしい。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後2時19分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年9月14日

教育福祉委員会委員長 山田かずひこ